

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山梨県笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容	新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各種情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] <input type="checkbox"/> 1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 </p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(LOGHEALTH21/ADⅡ)(予防接種情報管理)
②システムの機能	<p>【接種情報入力機能】 ・接種者の予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等の情報を入力する。</p> <p>【接種情報照会機能】 ・接種者の予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等の情報を表示する。 また、氏名、住所、生年月日、年齢等の情報を併せて表示する。</p> <p>【予診票発行機能】 ・接種対象者の予診票を出力する。</p> <p>【接種勧奨及び依頼書の発行に関する機能】 ・指定した予防接種の勧奨に係る対象者を抽出し、対象者一覧表等を出力する。 ・対象者に対する依頼書の発行及び発行履歴を管理する。</p> <p>【未接種者への接種勧奨に関する機能】 ・指定した予防接種の未接種者を抽出し、未接種者一覧表等を出力する。</p> <p>【接種情報統計に関する機能】 ・指定した予防接種の期間ごとの接種件数、接種年齢、接種医療機関等の情報を表示及び帳票を出力する。</p> <p>【情報照会】 ・中間サーバーコネクタを通じ、特定個人情報(連携対象)の照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>【符号管理機能】 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>【情報照会機能】 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>【情報提供機能】 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>【既存システム接続機能】 ・中間サーバーと既存システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【情報提供等記録管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>【情報提供データベース管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>【データ送受信機能】 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【セキュリティ管理機能】 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複合化や、電文への署名付与、電文及び提供許可書に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。</p> <p>【職員認証・権限管理機能】 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>【システム管理機能】 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表第一の第93条の2項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条8号(別表第二16の2・17・18・19の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
健康管理住民情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第5条及び第6条の対象となる市民	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<p>【個人番号対応符号】 ・中間サーバコネクタを通じ、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行うため 【識別情報】 ・予防接種の対象者を特定するため 【連絡先等情報】 ・予診票の送付及び接種勧奨通知、また、届出内容の不備等の際の問合せを行うため 【地方税関係情報】 ・接種費用免除の要件確認を行うため 【健康・医療関係情報】 ・対象者の予防接種情報を予防接種記録として適切に記録・保管するため</p>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成26年1月	
⑥事務担当部署	保健福祉部 健康づくり課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人								
		[<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 ()								
		[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 ()								
		[<input checked="" type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村)								
		[<input type="checkbox"/>] 民間事業者 ()								
②入手方法		[<input type="checkbox"/>] その他 ()								
		[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ								
		[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム								
		[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム								
③使用目的 ※		[<input type="checkbox"/>] その他 ()								
		正確な予防接種事務の遂行のため、接種対象者の特定及び接種履歴の管理、勧奨を行うため。 また、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付支給に関する事務を行うため。								
④使用の主体	使用部署	保健福祉部 健康づくり課								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[<input type="checkbox"/>] 10人以上50人未満</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 100人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 10人以上50人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	3) 50人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	5) 100人未満
[<input type="checkbox"/>] 10人以上50人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	3) 50人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	5) 100人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種予診票を発行するために使用する ・予防接種記録をシステムに入力し、予防接種台帳を更新するために使用する ・予防接種毎の対象者や未接種者を抽出するために使用する ・本人からの問合せ応対に使用する 								
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。 ・本市が実施する予防接種に起因する健康被害救済について、支給を受ける者が請求する際の手続きに関して、本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、健康管理システムで保有する対象者との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。 								
⑥使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (1) 委託する (2) 委託しない	2) 委託しない
委託事項1	健康管理システム(予防接種情報管理)の運用・保守業務、法制度改正に伴う改修業務	
①委託内容	システム運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修、ガバメントクラウド移行及び標準準拠システム以降業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 YSK-e-com	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	健康管理システム(予防接種情報管理)のうち共通部分の構築・運用業務	
①委託内容	健康管理システム(予防接種情報管理)のうち共通部分の構築・運用業務の委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	四国情報管理センター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条8号(別表第二16の2・16の3の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第12条の2、第12条の2の2	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人範囲」と同じ	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先2	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条8号(別表第二16の2・16の3の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第12条の2、第12条の2の2	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人範囲」と同じ	
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<笛吹市における措置>

・入退室管理区域内に設置するサーバ内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無の確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。

・届出書等について、保管年限内は鍵付の文書保管庫内での保管を行っている。

・ガバメントクラウド移行後は、クラウド事業者において国が認可しているAWSにサーバーが設置され、クラウド事業者のデータセンター(IDC)を経由して運用する。クラウド事業者のデータセンター(IDC)は、セキュリティレベルや生態認証等が設けられておりセキュリティが担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

健康管理住民情報ファイル

(1)宛名番号、(2)世帯番号、(3)カナ氏名、(4)漢字氏名、(5)通称カナ氏名、(6)通称氏名、(7)生年月日、(8)性別、(9)続柄、(10)電話番号、(11)郵便番号、(12)住所、(13)方書、(14)転入前住所、(15)転出後住所、(16)送付用郵便番号、(17)送付用住所、(18)送付用方書、(19)接種・予診日、(20)接種コード、(21)接種回数、(22)接種日年齢、(23)年度末年齢、(24)基準日年齢、(25)対象外判定、(26)接種判定、(27)混合接種何種、(28)請求月、(29)実施医療機関、(30)LotNo、(31)接種量、(32)実施区分、(33)予診フラグ、(34)他市依頼区分、(35)接種日住民区分、(36)特記事項、(37)B型肝炎ワクチン区分、(38)西暦年度、(39)65歳未満接種理由、(40)未接種理由、(41)クーポン、(42)接種(実施)判定、(43)抗体検査方法、(44)抗体価、(45)抗体価単位、(46)抗体検査判定結果、(47)抗体検査番号、(48)抗体価範囲

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に配置される端末はユーザIDによる識別とパスワードによる認証を用いて起動するものとしている。 ・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び権限カードを用いての利用とすることで端末が不正に利用されることを防いでいる。 ・システム上での戸内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために（どの業務のために）入手したかの操作履歴（ログ）をシステム上で保存している。 <p>【予防接種業務委託医療機関における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施する委託医療機関において、マイナンバーカード等により本人確認を行い対象者以外の情報を入手するがないように努めている。 ・委託医療機関から提出された予診票を健康管理システムに取込む際に予診票に記載の内容とシステムで保有する住民情報を合致し、正確なマッチングを行ったうえで取込を実施する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【健康管理システムにおける措置】	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び権限カード認証を実施している。 ・アクセス権限の発効・失効の管理 識別情報（ユーザID/パスワード）の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。健康管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、指定した職員のみがアクセスできるようしている。 ・アクセス権限の管理 アクセス可能なユーザIDは必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。ユーザIDについては、定期的にチェックを行い不要なIDが使用不可になっているかを確認している。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・特定個人情報の使用の記録 ユーザIDとともに、健康管理システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。 ・対象者から情報を入手する際は所定の様式を用いることで予防接種事務に必要な情報以外を入手することを防止する。 ・戸内連携による住民情報等の入手にあたっては、データ連携項目を必要最小限に留め、不要な項目の取得を行わない設計にすることで不要項目取得のリスクを回避している。 ・健康管理システムを利用する必要がある職員については、個人ごとにユーザID・パスワードを設定し、厳密に管理している。そのうえでさらに、予防接種情報については担当職員のみにアクセス権限を付与しており、不適切な方法での情報入力・更新ができないよう対策を行っている。 	
<ワクチン接種記録システム等における追加措置>	
<ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	
※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムには、当該事務に関係のない情報を保有しない。 ・健康管理システムの機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。また、適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要がない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。 ・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。 <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。 ・団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができるようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 <p>【その他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保有しない事務に関するシステムでは、特定個人情報との紐付けができないようア
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理			<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法			<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別及び権限カード認証を実施している。 ・アクセス権限の発効・失効の管理 識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。健康管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、指定した職員のみがアクセスできるようしている。 ・アクセス権限の管理 アクセス可能なユーザIDは必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。ユーザIDについては、定期的にチェックを行い不要なIDが使用不可になっているかを確認している。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・特定個人情報の使用の記録 ユーザIDとともに、健康管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。 ・対象者から情報を入手する際は所定の様式を用いることで予防接種事務に必要な情報以外を入手することを防止する。 ・府内連携による住民情報等の入手にあたっては、データ連携項目を必要最小限に留め、不要な項目の取得を行わない設計にすることで不要項目取得のリスクを回避している。 ・健康管理システムを利用する必要がある職員については、個人ごとにユーザID・パスワードを設定し、厳密に管理している。そのうえでさらに、予防接種情報については担当職員のみにアクセス権限を付与しており、不適切な方法での情報入力・更新ができないよう対策を行っている。 <p>＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるよう制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>
その他の措置の内容			<p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員には、所属長の申請に基づき、ユーザID及び権限カードを発行し、一元管理する。 ・職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 ・退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 ・アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。 <p>【アクセス権限の発効・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員には、所属長の申請に基づき、ユーザID及び権限カードを発行し、一元管理する。 ・職員には、担当業務に必要な範囲で、アクセス権限を付与する。 ・退職職員のユーザIDは、速やかに失効させる。 ・アクセス権限の定期的な確認を行い、人事異動に合わせて権限の見直しを行う。 <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作者の担当業務に応じて、必要な範囲のアクセス権限を付与する。 ・共有IDは禁止し、個人に対してIDを発行する。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作ログとして、処理日時、職員情報、処理内容などを記録している。 ・システムの操作ログは、一定期間保存し、必要に応じて解析する。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ・また、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じて随時に確認する。 <p>※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【健康管理システムにおける措置】

- ・健康管理システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用及び他のネットワークへのデータ移出はできないように制御する。
- ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
- ・一定時間操作が行われない場合は、スクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。
- ・健康管理システムの端末では、許可なく外部記憶媒体の利用及び他のネットワークへのデータ移出はできないように制御する。
- ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
- ・担当職員には離席時のログオフを義務づける。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは実地の調査を行うことができる規定等 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に例外的に再委託を可能としている。その場合は、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		<p>【健康管理システムのソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受信日時、内容等を把握可能である。</p> <p>【健康管理システムの運用における措置】 ・権限を持った職員が所属長の承認を得たうえで情報照会・入手を行う。 ・健康管理システムで記録している操作ログは、適宜、健康管理システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことの確認を行う。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底を行う。</p> <p>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>			
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		<p>【健康管理システムのソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバへの情報提供処理については、業務システム側で自動送信を行い、かつ、手動送信においても操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 中間サーバコネクタと業務システム間のデータ連携処理についても、業務システム側で処理結果ログを記録しており、データ送受信日時、内容等を把握可能である。</p> <p>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>			
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>					

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
その内容	府内レイアウト変更時の特定個人情報の誤廃棄				
再発防止策の内容	<p>特定個人情報の管理の徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定個人情報の取り扱いに関する報告書」及び「特定個人情報の取り扱い区域図」の見直し ・特定個人情報の取り扱い状況の確認 ・特定個人情報取り扱い記録簿の作成 ・管理職向け研修の実施 ・全特定個人情報取り扱い所属に対し、管理状況の実地確認を実施 				
その他の措置の内容	<p><物理的対策></p> <p>【笛吹市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・サーバ室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ・サーバ室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務室内の端末は、ワイヤレスで施設する。 ・特定個人情報を扱う窓口職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、紛失漏えい不能な保管を行う。 ・特定個人情報を取り扱う職員が離席する際には、ログオフを義務づけ、一定時間操作が行われない場合はスクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。 ・特定個人情報を保管した媒体の機器の運用ルールを定め、遵守している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>【ワクチン接種記録システムにおける措置】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><技術的対策></p> <p>【笛吹市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策: コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対するために、ウイルスバーチャンプルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策: 本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォール等によりアクセス制御を行う。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【ワクチン接種記録システムにおける措置】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報をアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p><移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 				
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
【死者の個人番号】					
・生存者の個人番号の場合と同様の安全管理を実施する中で、特定個人情報を保管している。					
【特定個人情報が古い情報のままで保管され続けるリスク】					
・住民基本台帳システムとの連携処理を日次で行い、随時最新の情報に更新する。なお、住民基本台帳システムにおいては、住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を担保している。					
【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】					
・国が指定する保存期間の経過後は、必要に応じて委託先事業者のSE作業にて削除を行う。					
・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。					
【移行作業時に関する措置】					
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。					
・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認す					

8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="radio"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
10. その他のリスク対策		
<p>具体的な方法</p> <p><笛吹市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。(eラーニングを含む) ・毎年、所属内のシステム担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育を必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。 ・評価書記載事項と運用実態のチェックを行っている。 ・個人情報保護に関する規定、体制整備。 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置。 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Tel055(262)4111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 保健福祉部 健康づくり課 Tel055(262)4111
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所